

強制出向裁判通信

「54歳原則出向」を悪用した組織破壊攻撃を許さないぞ！

2022年 4月22日 No. 13

J R 東海 労新幹線 関西地本
強制出向裁判プロジェクト

またしても、「エムティー」からの 西さんの出向取り消しを拒否するのか!?

「エムティー」からの二度にわたる出向取り消しを 拒否できる理由はどこにあるのか！

3月25日、西さんの出向先会社「エムティー」は、J R 東海（関西支社人事課足立課長代理、富岡課長代理）に対して、西さんの出向取り消しを通知しました。

「エムティー」が西さんの出向取り消しを表明するのは、3月25日が初めてではなく、1月25日にも八尋副社長がJ R 東海に出向取り消しを告げています。

しかし、J R 東海は「エムティー」からの西さんの出向取り消しを、一度ならず二度までも拒否しようとしています。

一度目は、「協議中」としてそのまま放置する。

**二度目は、「現段階で何も申し上げることはない」
「今後も就業規則第28条2の趣旨に踏まえ対応する」**

J R 東海は、一度目の「エムティー」からの西さんの出向取り消しに対して、「協議中」と言って何も対応せずにそのまま放置しました。そのため西さんは、「エムティー」に出向したままの状態に置かれていました。

二度目に対しては、4月13日に開催された関西支社との経営協議会において、秋山人事課長は「現段階で何も申し上げることはない」と回答しました。「エムティー」からの出向取り消しの通知から1ヶ月経っての回答がこれです。つまり、一度目の「何も対応せずにそのまま放置」したことと同じく、二度目に対しても「何も申し上げることはない=何も対応しない=出向取り消し拒否」ということになります。

また、4月15日に申第25号（西組合員の出向を直ちに解除し、大阪第一運輸所に復職すること）に対して、「就業規則第28条2に54才に達した日以降の人事運用については原則として出向するものと定めている。今後もその旨を踏まえ対応する」という回答がありました。この回答は、就業規則第28条2の趣旨に踏まえ、西さんの出向は取り消さず、強制出向を継続するということです。

**姑息で卑劣な対応をやめて
ただちに西さんを大阪第一運輸所に戻せ！**

